

マイナポイント第2弾！ 申込みはお済みですか？

マイナポイントは国が実施するマイナンバーカードを活用した消費活性化策です。

令和5年2月末までにマイナンバーカードを取得された方が対象となっています。

マイナポイント第2弾では以下の①から③の手続を行うと、キャッシュレス決済サービスに対してポイントが付与されます。

マイナポイント第2弾の対象	もらえるポイント	付与方式	ポイントの申請期限
①カード新規取得者など（第1弾の際にマイナポイント未申込者を含む）	最大 5,000円 相当のポイント	20,000円までのチャージまたは決済に対し付与率25%のポイント付与（最大5,000円相当）	 延長決定! 令和5年9月末まで 
②健康保険証利用申し込み（すでに利用申込済の人を含む）	7,500円 相当のポイント	直接付与方式 ※チャージや決済に関係なく、各7,500円相当のポイントを付与	
③公金受取口座登録（すでに利用申込済の人を含む）	7,500円 相当のポイント		

マイナポイントの予約・申込

以下の（1）、（2）のどちらかをお持ちの方はご自身でもマイナポイントの予約・申込を行うことができます。

- (1) パソコン・カードリーダー
- (2) マイナンバーカードに対応したNFCスマートフォン

そのほか、役場窓口でも設定支援の実施をおこなっており、さらに、郵便局・コンビニ・携帯ショップなどにマイナポイント予約・申込のための端末が設置されています。

①から③全てに申込み、
条件を満たすと
5,000 + 7,500 + 7,500
最大で20,000円相当の
ポイントGET!



登録に必要なもの

	マイナンバーカード	利用者証明用暗証番号(数字4桁)	券面事項入力補助用暗証番号(数字4桁)	対象となるキャッシュレスサービス(アプリ、カードなど)	口座が確認できる書類(通帳、キャッシュカードなど)
①カード新規取得者など	○	○		○	
②健康保険証利用申し込み	○	○		○	
③公金受取口座登録	○	○	○	○	○ ※本人名義のもの

※注意点

- ・キャッシュレス決済サービスは一度申し込むと原則変更できません
- ・キャッシュレス決済サービスによっては事前に登録が必要なものがあります
- ・同じキャッシュレス決済サービスに複数人のマイナポイントを合算して付与することはできません

問合せ マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120・95・0178
 町民課 住民担当 ☎66・3111 内線126